

若越郷土研究

47の3

鯖江藩の江戸屋敷について(二)

竹内信夫

(一) 中屋敷・下屋敷

つぎに中屋敷および下屋敷について述べる。鯖江藩の江戸屋敷のうち中屋敷と下屋敷について「江戸藩邸沿革」では、中屋敷として「元矢之倉」をあげ、下屋敷として「青山百人町」、「下谷長者町」、「下大崎」、「品川大井」、「代々木」、「本芝一丁目」、「浜町」、「四谷角筈」をあげている。周知のように、中屋敷は隠居した藩主やその家族、あるいは次代の藩主となるべき世子の居宅として位置づけられ、また下屋敷は上屋敷や中屋敷が火災などに遭った際の避難所として用いられていた。

竹内 鯖江藩の江戸屋敷について(二)

大名や幕臣の中・下屋敷も原則として幕府から拝領地として与えられるものであったが、これらの屋敷は、さまざまな事情により相對替と称して拝領屋敷の変更が行われていた。相對替は幕府の許可を必要としたが、「相對」つまり当事者相互の協議によることであり、一定の要因を満たしてさえいけば容易に承認され、したがって大名や幕臣の間では拝領屋敷の移動が盛んに行われたのである^①。

鯖江藩の江戸屋敷も例外でなく、とくに中屋敷と下屋敷では、相對替や切坪相對替が繰り返され行われ、その結果、屋敷の変遷、経過といったものが実にわかりにくくなっているのである。

そこで、ここでは鯖江藩の屋敷について相對替も含めその変遷や経過を述べておきたいと思う。出典は「江戸藩邸沿革」のほか「鯖江藩日記」(以下「日記」という)、「從江戸到來御用状」(以下「御用状」という)などである。浜町屋敷 間部詮房が宝永四年(一七〇七)七月に拝領した屋敷で、拝領地は「元矢之倉」に位置し、「浜町屋敷」と称されていた。坪数は三五二九坪。大川(隅田川)端の米倉丹

後守の屋敷が間部家の屋敷となったものである(図一参照)。その位置は「私弟地名考」によると、

元矢倉

江戸町づくしに、矢の倉といふハ浜町の内、久松町のつぎとあれど、別に元矢倉の文字の訳、所見なし

とあり、現在の東京都中央区日本橋浜町一、二丁目にあたる。

ところが正徳四年(一七一四)一月にこの間部家屋敷とその隣に位置する旗本酒井与九郎・森川金右衛門の間で屋敷替が行われることになった。その時の記録は次のようなものである^②。

一(正徳四年)正月四日、浜町御屋敷隣酒井与九郎様・森川金右衛門様右両御屋敷三千二百五十七坪壹合六勺八才、下谷御屋敷之内二而右之坪数御引替、為引料金五百両御両所様江被遣之、今日引渡相済、但し三百五十兩宛

つまり、この記録は間部家と旗本酒井・森川両家との三方相對替が行われたことを示すものである。相對替の内容としては①間部家

寶永年中之形



図1 「御府内往還其外沿革図書」より
〔大川沿いの米倉丹後守屋敷が全て間部家の屋敷となる〕

正徳五年中之形



図2 正徳5年4月拝領浜町屋敷位置図（「御府内往還其外沿革図書」より）

はこの浜町屋敷に隣接する酒井・森川両家の屋敷地三二五七坪を取得し、②その替地として間部家は下谷屋敷の一部(三二五七坪)を両家に提供する。③間部家から両家に対して

「引料」五〇両を支払う、というものである。

③の「引料」というのは、一般に「移転料」

「引越料」の意味がある。間部家が両家(酒井・森川両家)に引料を支払っていることをみると、間部家側から頼み込んだ相對替であったのか、それともたとえ坪数が同じであっても、下谷屋敷のほうが両家にとつて立地条件などの面で不利であった、などといった事情があったと思われる。

この屋敷のその後の経過を記すと、正徳五年(一七一五)四月に添地として牧野備後守の屋敷のうち四七六五坪を拝領している(図二参照)。続いて、享保九(一七二四)四月には間部隱岐守(詮之)に切坪相對替で一三〇〇坪を引き渡し、同十五年八月には加納遠江守(久通)との相對替があり、延享三年(一七四六)には切坪上地によって板倉家に三三七四坪を引き渡し、さらに、この年十一月には西尾隱岐守(忠尚)との相對替を経て、浜

町屋敷は上地となっている。加納遠江守や西尾隱岐守との相對替については後述する。

青山屋敷 間部詮房が宝永三年(一七〇六)

二月、青山百人町において拝領した屋敷。現在の港区北青山三丁目。芥川編の「文献掇遺」

に「宝永三年二月五日青山ニテ御拝領、コレヲ御下屋敷ノ最初トス、宝永ノ地面ニ据レハ善光寺ノ西南ニ当ル」とみえる。坪数は五〇〇〇坪であった。この青山屋敷は正徳二年(一七二二)一月に旗本松平三四郎との相對替に

より下谷長者町に替地になっている。

下谷屋敷 前記のように、正徳二年一月旗本

松平三四郎との相對替により、替地として下

谷長者町で下賜された屋敷である。「下谷屋敷」と称されていた。坪数は六二〇〇坪。現在の台東区上野三丁目。しかし、この屋敷の

一部(三二五七坪)は、先に述べたような事情で旗本酒井・森川両氏に渡され、さらに享保元年(一七一六)二月には萩原近江守(重秀)との相對替が行われ、この屋敷は次ぎに

記す関口屋敷と相對替になり上地となった。

関口屋敷 享保元年二月、前勘定奉行萩原重

秀との相對替により関口目白で取得した屋敷

である。現在の文京区関口周辺。「関口屋敷」と称され、坪数は六四三四坪であった。「御用状」には、

一関口村於目白之台先年萩原近江守様上ヶ屋敷、今度下谷御屋敷与御引替之儀当三

日被仰出、同六日ニ御受取相済申候処御

本家様茂宜坪数有之、御長屋茂余程有之

二付御家中茂過半者近々引越申筈二候、

御屋敷六千余坪二候得共、山空地共二小

老万坪程余茂可有之由二候

とあるように、「小老万坪余」の面積を有していた。享保六年(一七二二)五月にはこの屋敷は上地となっている。

猿町屋敷 「享浄院殿御実録」に「(宝永五年)

九月十一日、西御丸江公方様御成之節、猿町

御下屋鋪御拝領、堀式部様御上ヶ屋敷」とあ

るから、詮房が白金猿町(下大崎)で拝領し

た屋敷で、「猿町屋敷」と称した。現在の港

区東五反田四丁目に位置していた。坪数は一

万六六八一坪であった。元文二年(一七三七)

十月松平陸奥守(伊達吉村)との相對替により

品川大井(鮫頭)に替地となった。

鮫頭屋敷 元文二年十月、松平陸奥守との相

対により間部家の下屋敷となったもの。品川大井村（現在品川区東大井四丁目）にあり、「日記」などにも「鮫頭御屋敷」として記されている。坪数は一万六六八二坪であつたが、明治の記録では一万六六八二坪と記す。

詮実の「私第坪数」では「此の地ハ、品川ノ続にて山荘也。（中略）大木ありて、栗の木多し、又竹林あり、杉林あり。嘗聞、この杉林ハ文化程度詮勝の工夫にて杉苗を植付られしよしなり、今ハ皆大木となりて枝葉繁茂す、其後安政三辰年の春比再び杉苗を植付らる。山上稻荷社の辺より眼下に海面を見る。実に絶景なり」などと記されている。この鮫頭屋敷は廢藩後には間部家の私邸として存続している。

代々木屋敷 この屋敷は元矢の倉の浜町屋敷のところまで述べたように、享保十五年（一七三〇）八月、二代藩主詮方が得た屋敷で、「日記」には次のように記録されている。

一元矢之藏下屋敷之内添地
三千四百坪余

代々木屋敷

間部若狭守

式千九百坪余

加納遠江守

願之通屋敷相對替被仰候

右今度江戸表御屋敷替御願被上候処、御願之通被仰候由、御書付致来

このように、間部家と加納家との間で行われた相對替により浜町屋敷の添地三四〇〇坪余が加納家に渡され、間部家は代地として代々木にあつた加納家屋敷二九〇〇余を入手している。この代々木屋敷は現在の渋谷区代々木二丁目に位置していたもの。宝曆元年（一七五二）十二月まで存続した。

本芝屋敷 宝曆元年十二月、代々木にあつた

間部家の屋敷と中根大隅守（正直）屋敷との相對替が行なわれている。「江戸藩邸沿革」に「宝曆元未年十二月十九日中根大隅守拝領下屋敷本芝一丁目式千六百坪余間部若狭守下屋敷本芝一丁目式千六百坪余間部若狭守下屋敷本芝一丁目式千六百坪余間部若狭守下屋敷」とあるように、間部家が本芝一丁目の中根家の屋敷を取得し、代々木の屋敷を中根家に引渡すというもので、間部家が取得した屋敷を「本芝屋敷」といった。坪数は二六〇〇坪で現在の港区芝浦一丁目に位置してい

た。詮実の「私第坪数」によると「この地、西南の間ハ芝浦にて東北の間ハ金杉の浜也、弘化比迄ハ庭裏結縷草、其外種々の草一面に生じて」としているように、この屋敷は「金杉浦」と称される海岸に位置していた屋敷である（図三）。弘化三年（一八四六）十一月、本芝屋敷に入った詮実は「庭先すぐ海也、遠く総房の辺迄見ゆ、三月潮干の節、或ハ夏の揚火、金杉の納涼、或ハ夕河岸の聲、或ハ日の出・月の出、其外奇觀多し」などと記している。本芝屋敷は「日記」に

一於御杉戸内御側目付相詰左之通申渡之
間部十三郎

本芝巷丁目御下屋敷海岸防禦筋之御用ニ付御家作共被差上候様、御代地の儀者追而御沙汰可有之旨被仰出候間可被得其意旨

とあるように、安政二年（一八五五）三月上旬地となつている。

浜町屋敷 前記の本芝屋敷が安政二年三月に上地されると、代地として浜町に位置していた牧野備後守の屋敷二〇〇〇坪を拝領した（図四）。「江戸町づくし」によると、

竹内 鯖江藩の江戸屋敷について(二)

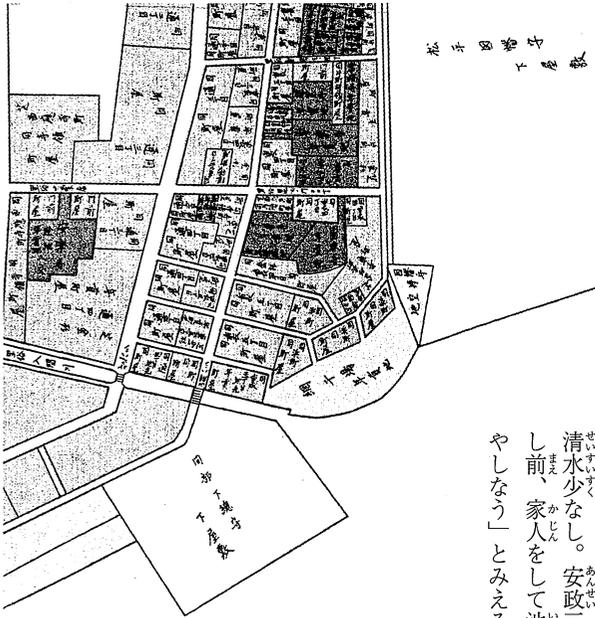


図3 弘化3年 「御府内場末往還其外沿革図書」(部分)

元浜町

新大坂町の河岸の方、
 浜町というは、久松町の東南の方、新
 大橋手前迄一円と唱ふ。此内に山伏井
 戸矢の蔵などいへる小名あり、尤武士
 地也

とある。現在の中央区日本橋浜町二丁目に位
 置していた。なお附言しておく、宝永四年
 に拝領している浜町屋敷は図四でみると「本
 多主膳・永井肥前」とあるところに位置して
 いたと思われるから、この安政二年拝領の浜
 町屋敷とは別の屋敷である。詮実の「私弟坪
 敷」では「この邸、湿地にして悪水おおく、
 清水少なし。安政三辰年五月、予引移のすこ
 し前、家人をして池を掘しむ。好んで鯉鮒を
 やしなう」とみえる。なお、この屋敷につい

て「江戸藩邸沿革」は「頼末詳ナラス」とし
 ているが、元治元年十月上地となっている。

角筭屋敷 前述したように、延享三年(一七
 四六)十一月、元矢の倉にあつた間部家の浜
 町屋敷と西尾隠岐守屋敷との相對替により取
 得した屋敷。「御用状」に

一 西尾隠岐守四谷角筭屋敷此方様元矢倉
 御屋敷御相對替之儀、去月十八日御用
 番御老中様江御願書被指出候所、同廿
 一日酒井雅楽頭様江御留守居被召呼御
 願通御相對替被為蒙仰候、則先月廿三
 日元矢倉御屋敷隠岐守江御引替被成、
 同廿六日角筭御屋敷此方様江御請取被
 成候

とある。角筭屋敷の坪数は四二〇〇坪余。現
 在の新宿区新宿三丁目に位置していた。詮実
 の「私第坪敷」に「この辺、新町とか称して
 甲州海道也、門前小荷駄馬影しく往来す、邸
 ハ杉林なりしが、土地あしくやありけん、杉
 太く瘦朽て幹に苔お、く生じ皆成長遅きゆ
 へ、父杉を取せて、弘化四未の春、梅林と成
 さしむ」とある。いわゆる甲州街道沿に位置
 していた(図5)。

なお、明治に入ってからでは、下谷車坂(現台東区北上野一丁目)に間部家の屋敷があり、明治十五年十二月には詮勝(松堂)がここに転居している。

(三) 抱屋敷

次に抱屋敷について述べる。抱屋敷とは、大名(武家)が郊外の百姓地を購入し屋敷地としたものである。抱屋敷は、明暦大火後、江戸郊外に避災のため拝領下屋敷が数多く設

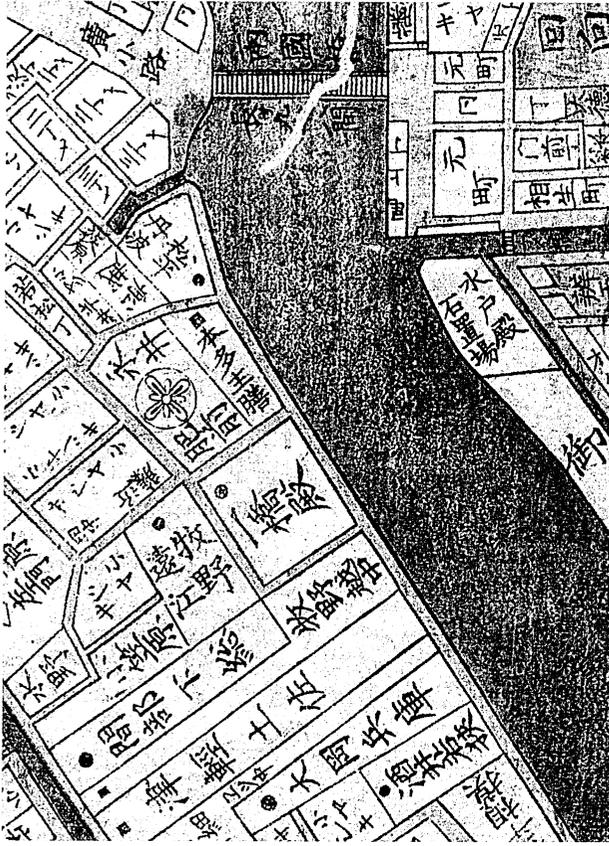


図4 安政6年「分間江戸大絵図」部分

定されたものの、その供給は十分でなく、拝領を待たずして自ら百姓地を買得する者が多くみられ、こうして取得された屋敷を「抱屋敷」といった。抱屋敷は原則として年貢・諸役を負担する義務があった。

さて、鯖江藩の抱屋敷は、千駄木、小梅村にあった。千駄木の抱屋敷は、「私第地名考」に「安政三^丙辰年抱邸と成る」とあり、また「私第坪数」によると、三八坪三合二勺である。

また小梅村の抱屋敷は現在の墨田区向島三丁目、隅田川の東岸に位置していた。幕末期に取得したもので、「御用状」によると

大目付

御側目付

本所小梅村行方源兵衛様御抱屋敷、

此方様御抱屋敷二御譲請相成候

右之通可被相触旨

四月三日

とみえ、また「此度御相対を以金千両二御譲渡申処実正二御座候」などであるから、小梅村の抱屋敷は行方源兵衛なる者の屋敷を買得したことがわかる。規模は六五二坪余であった。

とあり、江戸屋敷住居者に「エ印」が付けられている。この「分限記」に「エ印」が付けられている家臣は年寄石井策之丞(三二〇石)や年寄里見内記(二七〇石)など五七名である。これは前述の江戸に詰める家臣で小藩の場合、五、六〇〇人が住んでいた、という数字から見ると少ないようにも思われるが、「エ印」のある五七名というのは国元鯖江から赴任している家臣という意味であり、このほかの家臣は現地(江戸)で採用されていたのである。江戸屋敷の職制は、家老以下、国元と相似の役職のほか幕府や他藩との間でさまざまな折衝にあたる留守居などが置かれていた。

ところで、海保青陵の『経済談』に「諸大名共に国用の大半は江戸入用なるものと江戸にても言ふもの也」とあるように、藩財政支出のなかで大半を占めたのが江戸屋敷の経費であったとされる。鯖江藩の場合、江戸屋敷での所要経費はどのようなものであったか、具体的にながめておこう。江戸藩邸の維持経営がどのように行なわれていたかを具体的に示す史料は乏しいが、安政五年(一八五八)

の鯖江藩乙坂組大庄屋の記録「御用日記」に町在への無心のために作られた「収納差引書」が記載されている。これによると歳入の総額は、一万九千三四両となっている。これに対して歳出は一万九千二百六両(歳入の九八パーセント)が見込まれている。このうち江戸諸入用、つまり江戸屋敷の所要経費が八四三八両(歳出の四三パーセント)となり歳出面では最も多い支出となっている。このうち最大の支出項目は家中扶持米の二〇三一両余

で、ついで家中物成諸給金の千六百五〇両余であるが、これらは扶持方その他の諸給金で、つまり人件費である。このほか大きな比重を占めるのは、公務金一〇〇〇両、進物方六七〇両で、幕府や諸大名との渉外も大きな出費であった。藩主の在江戸年と在国元年とでは藩邸の所要経費も異なるものと考えられるが、いずれにしても江戸屋敷の維持管理、運営には多くの費用を要していたのである。

また、江戸は火災の多い都市で、大名の屋敷もしばしば火災に遭っている。鯖江藩の江戸屋敷でも享保六年(一七二二)二月、宝暦十年(一七六〇)二月、明和八年(一七七二)

一月、寛政元年(一七八九)四月などしばしば火災に遭遇している。鯖江藩儒臣の芥川は『文献綴遺』において「寛広院様ノ江戸邸舎ノ土木ハ美麗ヲ事トスヘカラス、火災多キ処ナレハ幾度類焼ストモ速二元ノ如ク宮建スヘキ覚悟コソ緊要ナレト宜ヒケルハ、実ニ御格言ト申奉ルヘシ」と記している。これは三代詮方の言葉を引用し江戸屋敷が華美になることを戒めているのである。

江戸屋敷では上屋敷に限らず、中屋敷、下屋敷でもさまざまな行事がみられた。江後迪子氏の「武家の江戸屋敷の生活Ⅲ」によれば、江戸屋敷の年中行事として正月、雛節句、嘉祥、月見、虫干、歳末などがあり、儀礼的行事として法事や誕生日、遊興的行事では寺社参詣、それに暑中見舞や寒中見舞・歳暮などの交際や贈答があったという。鯖江藩の江戸屋敷でもこうした年中行事を中心とした行事があったことが「御用状」にも記されている。

また、すでに指摘したように江戸屋敷では頻繁に相對替が繰り返され「御用状」によればその都度、畳の表替や障子の張替え、家財

道具の運搬等の方法などについて細かな規定が出されている。藩にとつても、江戸に定府する者にとつても、在番の者にとつても、頻繁な相対替、つまり屋敷の変更は大きな負担になっていたに相違ない。

三 むすびにかえて

以上、鯖江藩の江戸屋敷に関してその変遷・経過、そして屋敷に詰めた人員、藩邸の所要経費などについて検討してきた。

ここで要点をまとめておくと、大名屋敷は基本的には將軍から拝領されるものであるが、さまざまな理由により相対替と称して土地の移動がかなり頻繁にあったのである。鯖江藩においても本稿でみてきたように相対替が行なわれ、そのため江戸屋敷(藩邸)の変遷がわかりにくくなっていることが判明した。

屋敷に詰めた人員や、藩邸の所要経費、行事などについては概略しか述べることはできなかった。今後の検討課題としておきたい。

竹内 鯖江藩の江戸屋敷について(一)

本稿作成にあたり、東京大学史料編纂

所教授宮崎勝美氏、鯖江市植田命蜜氏、神奈川県在住の松丸耕作氏のご教示をえ

ました。鯖江藩日記などの閲覧では、鯖江市資料館のみなさんにご協力いただきました。付記して感謝申し上げます次第です。

註①「日本の近世(九)所収、宮崎勝美「江戸の土地―大名・幕臣の土地問題(一九九二年中央公論社)。

②植田家之書「私第地名考」。

③植田家文書「享澤院様御美録」。

④宮崎勝美氏のご教示による。

⑤間部詮之は詮房の実弟。いわゆる「本所間部家」の祖となった。

⑥芥川家文書「文献撥遺」。

⑦「従江戸到来御用状」享保元年二月十一日付二番用状。

⑧「鯖江藩日記」享保十五年八月十七日条。

⑨「近代沿革図集(芝・三田・芝浦)一九七一年港区三田図書館編」。

⑩「鯖江藩日記」(安政元年十一月二十八日条)

⑪別冊歴史読本「江戸東京古地図散歩」一九九九年刊新人物往来社。

⑫「従江戸到来御用状」延享三年十二月二日付三番用状。

⑬前掲別冊歴史読本「江戸東京古地図散歩」。

⑭「従江戸到来御用状」慶応三年四月十八日付二番用状。

⑮ロバート・フォーチュン著・三宅馨訳「幕末日本探訪記―江戸と北京―」一九九七年講談社。

⑯「江戸学辞典」(大名屋敷の項) 一九九四年弘文堂。

⑰鯖江市田部井家文書「鯖江御家臣録」。史料奥書に

右者元治元年甲子年鯖江御領主間部君御家臣録給分限之記、田代又助写置候を借請写置もの也
明治廿二年七月
田部井 五明

とある。

⑱「従江戸到来御用状」には、江戸で採用されたとと思われる家臣の名が散見する。彼らは直接、藩の家臣ではないので、家臣の由緒録である「御家人帳」には搭載されていない。

⑲丹生郡朝日町乙坂千秋家文書。安政五年「御用日記」。

⑳港区立郷土資料館研究紀要第六号二〇〇一年港区立郷土資料館編。

◎

校了直前、「日記」明治二年二月十三日条に次のような記事があることを見出した。

「左之通以書付夫々申渡之」

監察 江
内監察

西久保切通居屋敷、品川大井村下屋敷共願之通下賜、其余屋敷者可差上事

正月

行政官

つまり、本稿(上)の表一で不詳とした四谷角管屋敷の土地は、明治二年一月であることが判明したので、ここに付記しておきたい。